

## 消費税率引上げに伴う「増収分」の使い途について（令和5年度決算）

平成26年4月より消費税率が5%から8%（国6.3%、地方1.7%）、令和元年10月より消費税率が8%から10%（国7.8%、地方2.2%）に引き上げられ、引き上げに伴う増収分は、地方税法により社会保障に関する経費に活用することとされました。

千葉市の令和5年度決算では、税率引き上げに伴う増収額は127億8,600万円となり、社会保障に関する経費935億7,300万円（人件費を除く一般財源分）の一部として活用しています。

（単位：百万円）

区 分	事業費	財源内訳			
		特定財源	一般財源	うち地方消費税交付金	
				事務職人件費を除いた額	
子ども・子育て	62,653	38,523	24,130	24,025	3,283
生活困窮者対策等	40,841	28,609	12,232	12,108	1,655
医療	38,350	7,288	31,062	30,807	4,210
障害者福祉	37,364	23,815	13,549	13,436	1,836
介護・高齢者福祉	13,362	165	13,197	13,197	1,803
合計	192,571	98,401	94,170	93,573	12,786

（注）上記の社会保障に関する経費には、以下の経費は含まれておりません。

- ・社会保障関係施設等に関する投資的経費、公債費

※表示単位未満を四捨五入してあるので、合計と一致しない場合があります。

## 都市計画税の使い途について（令和5年度決算）

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

千葉市の令和5年度決算では、都市計画税収額は133億3,300万円となり、都市計画事業及び土地区画整理事業に要する経費158億4,300万円（一般財源分）の一部として活用しています。

（単位：百万円）

区 分	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	うち都市計画税
下水道事業	10,406	10,098	308	259
区画整理事業等	2,743	2,118	625	526
街路事業	2,578	2,199	379	319
公園事業	525	506	19	16
地方債償還	22,621	8,109	14,512	12,213
合計	38,873	23,030	15,843	13,333

※表示単位未満を四捨五入してあるので、合計と一致しない場合があります。